平成２１年（フ）第２８９６号
札幌市東区北40条東７丁目２番３―102号
債務者　橋畑　和宏
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９００号
北海道恵庭市桜町１丁目１番５―104号
債務者　岩佐十三男
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９０１号
北海道恵庭市桜町１丁目１番５―104号
債務者　岩佐佐智子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９１９号
札幌市西区二十四軒４条５丁目４番８号
コーポさつき206号
債務者　石川　純子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９８４号
札幌市白石区菊水元町２条１丁目10番７―501号
債務者　高村　浩基
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３００６号
札幌市東区東苗穂５条２丁目８番５号　エルムハイツ306号
債務者　岩渕　ミサ
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０３５号
札幌市東区北21条東10丁目１番23号　コーポくにくに103号
債務者　小山内　梓
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０５５号
札幌市豊平区美園９条２丁目９番16号
債務者　木沢　博子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０５８号
札幌市西区二十四軒４条４丁目１番29号
コーポライフ24軒M―107号
債務者　佐藤　盛八
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０７７号
札幌市厚別区厚別中央１条６丁目２番10―509号
債務者　中山　　健
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０８１号
札幌市白石区本通３丁目南６番21号　北栄ハイツＢ―１号
債務者　谷　　誠
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０８５号
北海道石狩市浜益区川下1360番地１
債務者　栗村　竜男
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１１４号
札幌市南区藤野２条13丁目４番10号　光ハイツ202号
債務者　八幡　　守
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１６０号
札幌市北区百合が原９丁目12番11号　フラワーハイツ201号
債務者　柳澤　真美
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５８０号
岩手県下閉伊郡山田町織笠第12地割84番地８
債務者　佐々木宏樹
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６３６号
岩手県一関市東山町長坂字木和田堀134番地７
債務者　菅原一四江
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部